

# 仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第3回会議）議事録

日時：平成31年1月9日（水）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

## <出席者>

### 【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、  
田口美之委員、土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邊純一委員  
以上9名、五十音順

### 【仙台市職員】

郷家健康福祉局保険高齢部長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、  
石川介護保険課管理係長、高橋介護事業支援課指定係長、阿部介護事業支援課施設指導  
係長

## <議事要旨>

### 1. 開会

報告(1)～(7)については公開、議事(1)～(3)については非公開 → 異議なし

### 2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、  
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密  
着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)
- (5) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所整  
備の例外の取り扱いについて(資料5)
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業所の処分について(資料6)
- (7) 政令指定都市における地域密着型通所介護事業所に対する指定制限の状況について  
(資料11)

事務局から説明

宮林委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

斉藤委員：資料1の募集事業に関して、どのような媒体を利用して募集をしているのか。

また、資料11について、仙台市の地域密着型通所介護の総事業所数が222事業  
所となっているが、この数値は、仙台市の計画や整備状況からはどのような位

置づけとなっているのか。

高橋係長：資料1の事前申出の募集は本市のホームページ上で行っているところである。

資料11の地域密着型通所介護に関しては、仙台市として計画を持って整備しているものではなく、事業者からの申出に応じて指定を行っている。

藤井課長：現在の状況として、市が整備計画として目標を定めているものとそうでないものがある。地域密着型では、小規模多機能型居宅介護などは日常生活圏域への整備について目標を定め補助金交付などを行いながら整備を行っている。一方、地域密着型の小規模のデイサービスについては、整備目標は定めていないが、比較的参入がしやすいということで、整備されている。休止や廃止を除く現存事業所としては156事業所であり、利用者に対する定員としては十分な数が整備されており、利用者は利用にあたり事業所を選べる状況にあると認識している。

田口委員：資料11の仙台市の地域密着型通所介護について、平成28年4月1日から平成30年12月1日までに指定した事業所のうち、廃止や休止、失効した事業所を合わせると66事業所とかなり高い割合となっている。廃止理由別の割合で、事業譲渡や統合も通常は業績が悪化しないと起こらないものであり、業績悪化としては73%と高い割合となっている。今回の資料では、地域密着型のみのデータとなっているため、通常規模の事業所との比較があると、小規模の事業所が経営的に厳しいということがわかるのではないかと思います。10人定員の事業所は、自宅を改修して手軽に始められる反面、経営的には苦しんでいる状況を目にすることがあり、データ上もそれが現れていると感じる。将来的には何らかの形で歯止めをかける必要があると考えている。市として今回のデータに対する評価をどのように考えているのか。

高橋係長：今回、分析をしていく中で、本市の地域密着型通所介護に関しては、10人規模の事業所が多いということが傾向としてある。また、10人以上が多くない理由としては、定員が11名以上になると、看護師の配置が必要になるという人員の面と、事業をスタートしやすい定員規模が10名なのではないかと考えている。廃止事業所数も多いが、現存事業所として80の事業所が継続的に運営を行っているところである。定員規模が小さいことのみをもって、経営リスクが大きいと結論づけるのも難しく、実際の事業所指定にあたり、事業所の経営ノウハウを評価することはできない。一定の市場原理が働いている中で、複数事業所が整備されていることで利用者として選べる事業所が多いというメリットもあり、引き続き分析等を行っていきたい。

田口委員：定員規模が10名の事業所は127のうち現存が80で定員規模が15～18名の事業所は63のうち現存が53であり、市場原理は働いている。市が事業所の経営に関与する必要はないが、結果的に事業廃止のリスクの高い事業所を安易に認めることはいかなるものかと考えている。結果的には利用者にとっても良くない状況となる。もう少しデータを精査の上、ご報告いただきたい。

- 藤井課長：今回は田口委員からお話しをいただいた、他都市に照会した内容をご報告させていただいた。今後、詳細の状況や、通常規模の事業所のデータも含めて分析を進めていく必要があると考えており、引き続き、他都市の状況など情報があればご教示いただきたい。
- 斉藤委員：廃止理由のグラフは、10名の定員規模のみ抜き出して表示しているが、統計資料として10名以下など幅を持たせる表示方法もあるが、あえてこのような表示としたのか。
- 高橋係長：10名定員の事業所が多い傾向があり、事業所数の少ない定員に含めるとその傾向がわかりづらくなるため、10名定員のみを記載したところである。
- 土井委員：10人以下の定員の事業所であっても、選択肢となる事業所がつけられることは良いことだと思う。今後より良いものがでてくる可能性もあり、そのような事業所があってもよいと考えている。
- 木村委員：業績悪化、経営困難ということは、人数が少なく採算がとれず経営にならない状況にあると思う。市が経営に関わることが難しいのであれば、その事業の業界団体において経営に対する視点を持って支援していかなければならない。選定した事業所の半数がやめざるを得ないということは、業界団体の皆さんが経営が難しい面をカバーしていく仕組みをつくり、それを誘導していくのが市の役割だと考える。市や業界団体が事業所の経営を支援できる仕組みをつくっていかねばならない。
- 小坂委員：資料2に関連して、今回グループホームに7事業の応募があり3事業を決定したということだが、空白となっている第二中学校区への応募はなかったということか。
- 高橋係長：募集にあたり、第二中学校区への整備については、3ユニットでの整備や優先的な選定を条件としたが、結果として応募はなかったところである。
- 小坂委員：第一中学校区について偏りがあるように見えるが、人口規模などを考慮した結果ということか。
- 藤井課長：選定にあたっては、整備数や高齢者人口を考慮して整備地域を設定している。また、小規模や看護小規模の事業所整備促進のため、併設する事業所を優先的に整備することとしており、結果的に第一中学校区への整備事業を選定した。
- 小坂委員：資料5について、今回の事例は、事業所が整備を希望している地区に既に事業所が整備されているので結果的に整備を認めないという理解でよいか。
- 藤井課長：今回の事例は、七郷中学校区で小規模多機能型居宅介護事業所を運営している事業者より、隣接する蒲町中学校区においてサテライト事業所を整備したいというお話しをいただいた。日常生活圏域への整備が進んでいない中で、隣接圏域である蒲町中学校区への整備を認めると他の圏域整備とのバランスに影響がでるため、既に整備されている圏域への整備は認めない旨の話をしている。
- 木村委員：資料6について、施設で発生した事件は、事業所に問題があったのか、それとも職員の性格や資質に問題があったのか。それに対して対応は図られたのか。

阿部係長：虐待は、そのケースにより様々な背景や複数の要因が重なって発生しており、一概に何が原因かを断定することは難しい。今回の件については、職員の認知症や高齢者虐待に対する知識不足や未熟な介護スキルなど本人の資質による部分もあると考えている。通報後に当該事業所や法人の関連事業所に対する監査を実施し、効果的な研修が行われていないことや、利用者の痣を発見しても原因究明が不十分であるなど、スタッフ間の連携やサポート体制が整っていないなど事業所として高齢者虐待を防ぐための措置を怠っていたことが判明したため、事業所に対して処分とあわせて改善勧告を実施した。事業所からは、改善計画書が提出されており、現在、その内容の精査を行っている。改善計画書では、今後の職員の教育体制やユニット間でのスタッフ打合せの徹底、事故発生時の連絡体制などの内容が盛り込まれており、今後、事業所に対して改善状況の進捗の確認や実施指導の際の確認のほか、適宜、助言や相談を行う。

藤井課長：今回の暴力行為については職員本人の問題が大きいと考えており、事業所に対しては、虐待への関与はないが、虐待を防げなかった点に着目して処分を行った。職員個人に対しては現在公判が行われており、今後刑事罰等が科されることになると伺っている。

田口委員：今回の事業所は2ユニットなのか。また、職員は1名で夜勤を行っていたのか。

藤井課長：建物は2階建ての2ユニットとなっており、夜勤の職員は1階と2階にそれぞれ1名配置されており、基準上配置には問題はない。

斉藤委員：今回の件はどのような経緯で虐待行為が明らかとなったのか。

郷家部長：虐待により怪我をされた方が病院に搬送され、そこで虐待が発覚したものである。

草刈委員：虐待に関しての現場からの通報の流れについて、行政への通報がスムーズに行われなかった印象を受けたが、今回の病院から市への連絡と確認作業はどのように行われたのか。

藤井課長：本市に病院から直接通報がなされたものではなかった。事業所より利用者が怪我をされているということで救急搬送を行った際に、当初、事業所として暴力行為による怪我という認識はなく、診察を行った病院において通常の介護事故でおこる怪我ではないということで、病院から事業所に連絡があり、事業所において改めて当時夜勤していた職員に確認したところ虐待の事実を認めたため、事業所において市と警察に通報を行ったものである。本市においては、通報後、即日監査を実施した。

今回の案件は事業所として虐待の認識が遅いということはあるが、発覚後の対応としては、通報の義務など必要な対応は行われているところである。

斉藤委員：高齢者が施設に入って虐待されるようなことが発生することはまかりならないことだと思う。施設に預けている親族としてはきちんと対応してもらえるものと思っており、そこで虐待がおこると本人も親族も大変なので虐待のないように施設できちんと対応していただきたい。

郷家部長：今回のような虐待は、決してあってはならないものだと考えている。虐待のあった事業所に対する改善指導はもちろんのこと、今回、このような事件が発生したことを市内の各事業所にも共有を図るとともに、今後、施設に対する職員研修も実施し、より一層市内の事業所において注意いただけるよう、本市としても努めていきたいと考えている。

斉藤委員：介護保険料で運営されている施設においては、きちんと介護をする義務があるので、虐待のないようお願いしたい。

板橋委員：資料6の今後の対応として、聴き取りや実地指導を行うとなっているが、この事業所に対する実地指導はどのような頻度で行うのか。

阿部係長：今回の事業所に対しては、通常の実施指導とは別に特別な頻度で行うこととしており、年度内や来年度においても聴き取りや実地指導を行うこととしている。

板橋委員：実地指導は継続的に行っていくのか。

郷家部長：改善計画が実現され、問題がないと判断できれば通常の実業所と同様の取扱いとするが、まずは、改善計画の実施状況を確認し、実行性のある改善が図られているのかをしっかりと確認していきたい。

草刈委員：虐待の認定は、誰がどのように行っているのか。

藤井課長：仙台市として虐待防止マニュアルを定めており、ケースによって区の福祉事務所や介護事業支援課において判断しており、今回のケースは介護事業支援課が認定している。

田口委員：資料11について、介護報酬改定の際に、介護保険の経営実態調査が実施されている。今回の報酬改定においても実施され、小規模の通所介護の収支差が1%であり大規模になるにしたがって収支差が高くなっている。小規模事業所は通常規模の実業所と比較して当時は報酬が12%高かった。それでも収支差がでないということは、小規模事業所の経営が成り立たないということであり、厚労省のデータでも明らかとなっているので、その点も踏まえて検討いただきたい。

木村委員：事業所が突然閉鎖された際に利用者が困らないような制度になっているのか。

高橋係長：介護保険の制度上、事業の継続が難しい場合には、事業所において、利用者の担当のケアマネへの連絡や利用者を新しい事業所へ紹介することが制度上義務付けられている。事業所においては、利用者の次の利用先を確保した上で事業廃止の手続きを行うことになり、本市においても事業廃止時の引継ぎに関してはリストなどにより詳細に確認を行っている。

### 3. 議事

#### (1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料7）（参考資料7-1～7-4）

事務局から説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

木村委員：今回指定申請のあった4事業者は、複数の事業所を運営しているところか。

藤井課長：4事業者のうち、2事業者は他の事業所も運営している。1事業者は今回初めて事業所を運営するところで、残り1事業者は、他の事業所から従業員が独立

して開始するものである。

木村委員：複数事業所を運営することで10名定員の事業所でも安定した経営ができるという面もあるので、そのような事業者が増えていくとよい。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料8）（参考資料8）

事務局から説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

板橋委員：改善指示事項の中で、通所介護計画を作成する際のアセスメントが不十分という記載があるが、具体的にどのような点が計画とこと異なっていたのか。

藤井課長：利用者に対してアセスメントを実施していたが、聴き取ったアセスメントの内容の記録が整備されていなかったというものである。

木村委員：地域密着について、事業所が地域と連携した際に評価等する仕組みはあるのか。

阿部係長：実地指導は、厚生労働省が定めている実地指導マニュアルがあり、それに基づいて実施している。実地指導マニュアルの指導項目の中の重要な項目の一つに、地域連携がある。地域密着型サービスについては、地域連携について、運営推進会議の開催が義務付けられている。実地指導において、この会議が適切に開催されているのか、会議でどのような内容を協議しているのかについて確認している。会議以外でも事業所が地域とどのように連携を図っているのか、事業所が持っている資源をどのように地域に還元しているかという点も確認して一定の評価をしている。内容が不適切な場合には、助言や指導、指摘を行うことで改善を求める場合もある。地域連携の取り組みについて、介護報酬に反映するものではないが、好事例として、他事業所に紹介したり、集団指導において取り組みを取り上げるといったことで、当該事業所に対する動機付けを行っている。

木村委員：地域連携の具体的な内容を確認し、仙台市の介護報酬に反映できる制度を見直していただきたい。

小坂委員：准看護師と事業所の間で雇用契約が認められない状況が確認されたという指摘があるが、それは具体的にはどのような状況で、現在、雇用関係は解決しているのか。

藤井課長：施設でボランティアとして従事していた方を職員としてカウントしていたもので、雇用契約を締結いただくことで改善が図られている。

草刈委員：運営推進会議の構成メンバーについての決まりはあるのか。

藤井課長：地域団体の方を含めていただく必要はあるが、民生委員でなければならないなど個別の役職に関しての規定はない。

木村委員：地域密着は事業所が地域にあることなのか、地域の高齢者が事業所を認識しているということなのか。

高橋係長：事業所が地域と連携しているということが、地域密着型サービスの特色であり、地域と連携していることで、地域に認識されることにつながり、地域と連携する事業所の存在も重要になるため、両方の意義を持っているものと考えている。

田口委員：地域密着型の定義について改めて説明いただきたい。

藤井課長：広域型の施設の場合、仙台市民以外も利用できるが、地域密着型については、その地域にお住まいの方でないと利用できないというのが原則である。仙台市の地域密着型サービスの場合は、基本的に仙台市外の方は利用できない。運営についても、運営推進会議において地域の方々と連携を図りながら、高齢の方がこれまで暮らしてこられた地域の中で支えていくサービスということで、本市においては、サービスが提供される日常生活圏域として中学校区を想定している。

木村委員：地域との連携を図っても収入にならないということは事業者にとっては気の毒な面もある。国の制度とは別に仙台市独自の制度があってもよいと思うので、そのような視点でも制度のあり方について考えていただきたい。

藤井課長：介護保険料の関係もあり難しい面もある。国の動向なども見ながら検討していければと考えている。

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について（資料 9）（参考資料 9）

事務局から説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

田口委員：これまで、広域型と地域密着型の特別養護老人ホームが併設施設として申請された例はあるのか。

藤井課長：今回、初めての事例であり、そのような整備が可能なのかについて、現在、厚生労働省に確認しているところである。

板橋委員：法人として広域型と地域密着型の合築についてどのような考え方をしているのか。

高橋係長：1つの建物の中に、広域型と地域密着型を整備するにあたって、本来的な地域密着型サービスの運営をどのように考えられるのかについて、事業所へのヒアリングにおいて確認してまいりたい。

草刈委員：施設のうち、共同で使用する入浴や給食設備、また、人的に広域型と地域密着型の職員で分けられるのか、同一建物でどこまで共有が認められるのかなど決まりはないのか。

藤井課長：共有することについて明確な規定はない。

木村委員：事業計画書の記載が広域型に関するものになっており、地域密着型としての記載がないと考えられない。

草刈委員：確認いただきたい点としては、地域密着型を広域型に併設することで地域密着型の特性をどのように活かしていただけるのかということになる。地域の社会資源として果す役割について事業計画書に記載されておらず、計画書が広域型の内容となっている。

小坂委員：広域型の場合、緊急用のベッド確保ということがあるが、地域密着型として緊急用のベッド確保はあるのか。

藤井課長：地域密着型での緊急ショート用のベッドは確保していない。

田口委員：今回の内容について、厚生労働省への確認事項などについて、次回の委員会で報告いただけるのか。

高橋係長：日期的に事業者選定と前後する可能性はあるが、次回の委員会において、厚生労働省からの見解などなんらかの形でご報告させていただく。

(4) 小規模多機能型居宅介護（建設補助あり）整備事業の応募状況及び選定について（資料 10-1）

看護小規模多機能型居宅介護（建設補助あり）整備事業の応募状況及び選定について（資料 10-2）（参考資料 10-2）

事務局から説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

土井委員：看護小規模多機能については、事業開始から軌道にのるまでタイムラグが生じるので、バックボーンがしっかりしたところが運営されるほうがよろしいかと思う。

小坂委員：経常利益が年々減少している部分についてリスク等を十分確認していただきたい。

高橋係長：財務の部分については、公認会計士の方にお問い合わせの財務審査において確認していく。

木村委員：小規模多機能について応募者がなかったことについてどのように考えているか。

藤井課長：日常生活圏域で整備されていないところもあり、事業所の方々のご意見なども伺いながらどのような形で整備を進めたらよいか検討していく。

#### 4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。⇒ 特に無し

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

#### 5. 閉会